

令和 7 年 2 月 5 日
土木部工事第二課

橋梁下部工事（補助第 2 1 6 号線 4 号橋）の契約変更について

1 主 旨

都市計画道路補助第 2 1 6 号線の築造に伴い、仙川との交差部に 4 号橋の新設を計画しており、令和 6 年 5 月より、橋の土台になる橋梁下部構造の築造及び橋の周辺護岸の改築工事に着手している。

本工事において契約変更の必要が生じ、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行ったため、契約変更の概要等について報告する。

2 契 約 件 名 橋梁下部工事（補助第 2 1 6 号線 4 号橋）
【大蔵五丁目 1 0 番から大蔵三丁目 3 番先】

3 場 所 世田谷区大蔵五丁目 1 0 番から大蔵三丁目 3 番先

4 相 手 方 東急・新館建設共同企業体

5 契 約 期 間 令和 6 年 5 月 2 0 日～令和 8 年 1 1 月 5 日迄 ※変更なし

6 契 約 金 額 【当 初】 1, 4 8 9, 8 4 0, 0 0 0 円（税込）
【変 更】 1, 5 4 4, 5 0 4, 5 0 0 円（税込）
【差 額】 5 4, 6 6 4, 5 0 0 円（税込）

7 変 更 理 由

- ・国の要請に基づく公共工事設計労務単価に係る特例措置の運用により、最新の労務単価を適用し、契約金額を再計算したため。（約 3, 8 0 0 万円増額）
- ・仮設鋼矢板設置の試験施工の際に、想定を上回る河川の濁りが生じ、設置方法を変更する必要が生じたため。（約 1, 6 0 0 万円増額）

8 専決処分日 令和 7 年 1 月 2 0 日

9 添付資料 別紙 1 位置図
別紙 2 工事概略図

位置図

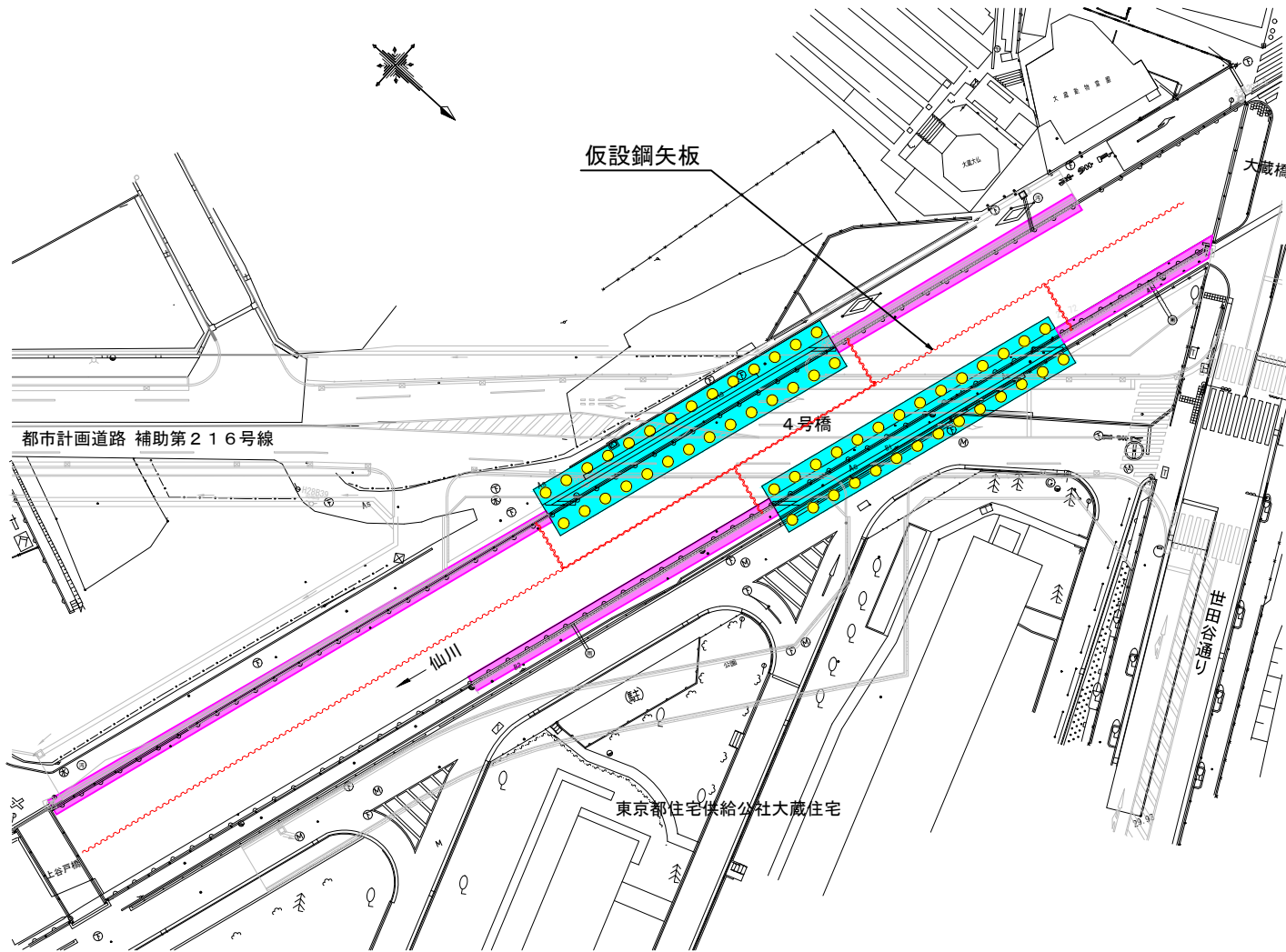


場所：世田谷区大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先



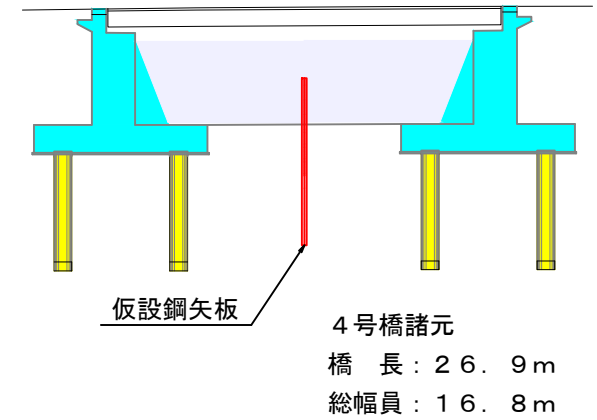
工事概略図

平面図

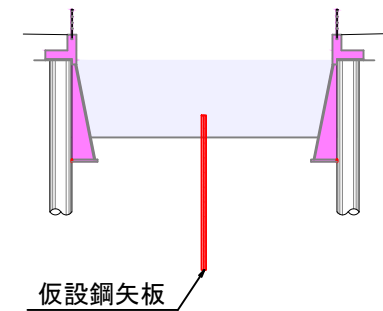


橋梁下部工事しゅん工予定：令和8年11月

橋台断面図



護岸断面図



凡例

- ：鋼管ソイルセメント杭工
- ：橋台躯体工
- ：護岸改築工